

日露行動計画とそれまでの諸合意

日露行動計画

平成15(2003)年1月

小泉首相とプーチン大統領の間で、日ソ共同宣言、日露関係に関する東京宣言、モスクワ宣言、平和条約問題に関する声明、及びイルクーツク声明を含むこれまでの諸合意に基づき、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結することを確認しました。また今後の具体的な行動についても言及し、この問題の啓発資料の共同作成及び配布など両国の世論に説明するための努力を継続すること、青少年及び児童の四島交流を今後も発展させ自由訪問の実施方法を最大限簡易化すること、四島における環境に関する共同調査を踏まえた意見交換を行うこと、北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組みに関する協定に基づく協力を継続していくことなどが合意されました。

モスクワ宣言

平成10(1998)年11月

小渕首相とエリツィン大統領の間で、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことを再確認し、このための平和条約締結問題日露合同委員会の枠内に国境画定委員会及び共同経済活動委員会を設置することで合意しました。またこの年の2月に結ばれた北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組みに関する協定を評価することを確認しました。そして人道的見地から旧島民及びその家族による四島への自由訪問を実施することについて合意しました。

平和条約問題に関する声明

平成12(2000)年9月

森善朗首相とプーチン大統領による声明。東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意は果たされませんでした。これに基づく両国の努力を継続していくことを確認しました。この会談で森首相はウルップ島と択捉島の間に国境を画定することを核として解決策を見出したいとの考えを表明しましたが、プーチン大統領は、日本の案はロシア側の考え方とは完全には一致していないとして、交渉を引き続き継続すべきとの考えを示しました。

イルクーツク声明

平成13(2001)年3月

森善朗首相とプーチン大統領がロシアのイルクーツクで会談し発表した声明。1956年の日ソ共同宣言が平和条約交渉の出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認し、そのうえで、1993年の東京宣言に基づき四島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認し、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性をありうべき最も早い時点で決定することで一致しました。

日ソ共同宣言

昭和31(1956)年10月

日本が各国と講和条約を結んだサンフランシスコ平和会議においてソ連が条約への調印を拒否したため、しばらく日ソの間には国交がありませんでした。しかし、その後国交回復に向けた努力を続け、モスクワにて鳩山一郎首相とブルガーニン首相が共同宣言に調印し、戦争状態の終結と国交の回復を宣言しました。この中で平和条約の締結に向けて交渉を継続すること、平和条約の締結後に歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことが明記されました。

日露関係に関する東京宣言

平成5(1993)年10月

エリツィン大統領が来日し、細川首相との会談が行われ、北方領土問題を、歴史的、法的事実に基づき、両国の間で合意された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決すると宣言されました。これは平成3年(1991)4月に訪日したゴルバチョフ大統領と海部首相の会談で初めて北方四島が解決すべき領土問題であることが文書に明示されたことを受け、日露両国が全力で領土問題の解決に取り組むことを示したものです。